

○基本目標1 人権教育・同和教育の推進

基本方針	基本方針の意図・目的	KPI	実績値(R3)	実績値(R4)	実績値(R5)	実績値(R6)	実績値(R7)	目標値(R7)	現状水準とその背景	主要事業	今後の方向性
(1)就学前教育・保育の推進	子どもの人権感覚の基礎になる力を育むため、倉吉市就学前人権教育・保育指針等に基づく教育・保育を推進するとともに、子どもに関わる職員や保護者の人権意識を高める。	1 保育所・認定こども園への訪問率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	・保育所・認定こども園へ計画訪問10施設、要請訪問4施設実施し、保育内容の現状と指針のレベルを比較した指導や助言を行った。各園で指針に基づく教育・保育が推進され、保育の質の維持・向上につながっている。 ・公立保育園では年6回人権保育学習会、年5回の発達支援学習会を開催した。公私立保育園等で年1回の保育所等職員基本研修会、年14回の発達支援に関する研修会を開催し、延べ566人が参加した。支援が必要な子どもへの理解と対応力を高める等専門的な知識と技術の習得を目的に、今年度も実施回数を多くし参加者数の増加につながっている。	・保育所等計画訪問事業 ・人権教育・保育推進事業 ・異文化交流事業 ・地域の高齢者との交流事業	・保育指針に基づく保育を実施するため保育所等への訪問を継続し、指導助言を行い、子どもの人権感覚の向上と職員の人権意識の維持向上を図る。 ・保育士や保護者を対象とした人権問題に関する学習機会を提供し、参加者が参加しやすい環境づくりに努める。
		2 保育士、保育教諭等を対象とした研修会の開催回数	2	6	11	30	26	1	・保護者の人権教育については、多くの保育園等で保護者が人権推進委員を担い、園と保護者が一緒になって人権教育研修を行うとともに、市集会等に参画し学びを深めてきた。 【総括】 ・計画訪問の継続実施や、保育士、保育教諭等の学習する場の確保により、就学前人権教育・保育指針のレベルを維持した保育サービスを提供し、子どもの人権感覚の基礎を育む環境づくりを着実に推進した		
(2)学校教育の推進	家庭・地域・学校・関係機関が連携し、子どもが、人権尊重の社会づくりの担い手として、あらゆる差別の解消に向け行動できる資質と能力を育成する。 教職員のあらゆる差別の解消への指導力を高めるとともに、すべての児童生徒の学力を保障する。	3 全国学力・学習状況調査の質問項目「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」における肯定的な回答の割合	小：99% 中：97%	小：97% 中：96%	小：98% 中：97%	小：98% 中：94%	小：98% 中：95%	小：100% 中：100%	・各小中学校において、有識者や地域の方々をゲストティーチャーとして招聘するなどし、工夫した人権学習を実施してきた。 ・学校教育のあらゆる場面で、人権学習の要素を取り入れ学習を行っていることから、「いじめはいけない」という意識は、例年9割以上と高いレベルにある。 ・貧困等の家庭環境や居住地を理由とする学力保障については、地区学習会（学校による教科学習・人権文化センターによる部落差別の歴史等の人権学習）の開催により学力保障に努めてきており、近年は高校進学等に問題は生じていないが、参加者は年々減少傾向にある。また、地域未来塾（経済的な理由や家庭の事情で、家庭での学習が困難な中学生等を対象に、大学生、教員経験者、地域住民等が行う個別指導や自習補助等の学習支援）は市内2箇所で開催しているが、参加希望者数は増え、開催箇所の増設が求められている。 ・支援の必要な児童生徒に対し、適切な就学・学校生活につなげるため、市内全ての小中学校で校内支援体制を整えるとともに、学校・保護者・関係機関からの相談が増える中で、新たに特別支援教育アドバイザーを配置したことで多くの派遣依頼を受け、ニーズに応じた助言や連携強化を図っている。 ・中学校生徒の多様性に対応し、保護者の負担軽減を図るため、市内児童生徒の投票により選んだ市内統一デザインの「ジェンダーレス制服」を導入し、生徒が制服を選択できるようにすることで、自分らしく、満足いく学校生活を送れる環境を整えた。 ・小中学校の教職員については、指導力向上の観点から、人権教育主任の研修会等に積極的に参加してきた。また、人権教育主任を中心に全小中学校における人権教育の考え方を再整理し、新たに「人権学習関連教材」を作成するとともに共通実践に取り組んでいる。 ・近年、不登校の出現率が高い状況が継続しているが、令和7年度末は一定の減少傾向が見られた。 【総括】 ・生徒児童の人権意識は高いレベルで推移したが、目標値に届かなかった。生徒児童の人権意識の向上と実際に差別を目にしたときに正しい行動のとれる資質と能力の育成に向けた取組の継続が求められている。	・人権尊重社会の担い手づくり ・様々な障がいについての理解・交流学习推進事業 ・情報モラル教育推進事業 ・国際理解教育の推進事業 ・高齢者の人権に関する学習の推進事業 ・インターネット等を利用した情報を正しく理解し、使用するための学習活動事業 ・性の多様性について理解を深める学習推進事業 ・児童生徒・保護者への男女の人権啓発事業 ・地区学習会推進事業 ・地域未来塾事業 ・特別支援教育アドバイザー配置 ・倉吉モデル中学校統一制服導入	・「倉吉市いじめ防止対策方針」の見直しを進め、市内全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組む中で、心豊かに成長できるよう、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。 ・義務教育9年間の系統的な人権教育を実施し、年間指導計画に基づき、人権学習共通教材を活用した授業の実践等により、児童生徒の資質能力の向上を図る。 ・不登校対策4つの柱の実践により、不登校の未然防止と早期対応、状況の改善に努め、学びの場の提供により学習保障に努める。 ・人権教育主任者会等での研修、情報交換・共通理解により指導力を身に付け、児童生徒に必要な学習を提供していく。 ・発達段階に合わせて情報モラル教育の推進を行っていく。
(3)社会教育の推進	家庭や地域における人権教育の充実により、市民一人ひとりが同和教育をはじめあらゆる人権問題を自らの課題として認識する。	4 同和教育推進員を対象とした研修会の参加率	59%	66%	70%	54%	65%	78%	・各地区に配置している同和教育推進員の研修会の参加率が前年度と比較し11%上昇した。特に昨年度7月12日に行った第2回倉吉市人権のために学ぶ同和教育講座では、「あらためて学ぶ同和教育講座」をテーマとし、人権分野に触れたことのない方でも参加しやすい内容としたため、近年の研修会では最も多い参加者数となった。 ・市内13地区で実施される町内学習会は、高齢化による参加者の減少、参加者の固定化等の影響から、参加率は10%未満の地区が多い。	・同和教育推進員設置事業 ・人権に関する講演会や研修会の実施 ・倉吉市人権教育研究事業 ・男女共同参画推進事業	・行政は、各地区同和教育推進員の研修会等の参加を促し、研修会の広報を積極的に行うとともに、広く学習機会を提供する。 ・各地区同和教育推進員は研修会等に積極的に参加し、地区における同和教育を推進する。 ・行政と各地区人権部門関係団体は、開催時期、テーマなどできるだけ多くの人に参加してもらえる環境づくりに努め、地域福祉団体等とも連携して地域の各地区学習会を開催する。
		5 各地区コミュニティセンターにおける研修会等の開催回数	－	13	13	13	13	13	【総括】 ・各地区において、同和教育推進員等を中心に人権学習会等が継続して実施されたが、参加者数の伸び悩みと参加者の固定化等が続き、地域全体への浸透には課題が残る。		

○基本目標2 人権啓発の推進

基本方針	基本方針の意図・目的	KPI	実績値(R3)	実績値(R4)	実績値(R5)	実績値(R6)	実績値(R7)	目標値(R7)	現状水準とその背景	主要事業	今後の方向性
(1)学習機会と情報の提供	市民が人権に関する情報や学習する機会が得られる。	6（部落解放研究倉吉市集会）アンケートによる参加者の満足度	91%	96%	94%	89%	95%	80%	・行政、地域において各種学習会等が開催され、市民は学習する機会や人権に関する情報が得られる状態にある。しかし、市民意識調査「過去5年間に人権問題に関する学習会や講演会・研修会に参加したことがある市民の割合」は、R4:51.0%、R5:52.1%、R6:48.7%、R7:49.8%と増減を繰り返しながら推移している。 ・人権・同和問題に関する市民意識調査(R6年度)「過去5年間のうちに人権問題に関する学習会や講演会・研修会に参加したことがあるか」では、「参加したことがない」(42.0%)が最も高く、次いで「1～4回参加した」(40.9%)となっている。 ・人権・同和問題に関する市民意識調査(R6年度)「どのような学習方法や啓発活動が重要だと思うか」では、「講演会の開催」(14.0%)が最も高く、次いで「映画やビデオの上映」(10.5%)、「居住地域での同和(人権)教育町内学習会の開催」(10.2%)となっている。学習会等への参加が少ない若年層は「テレビ・ラジオ」「SNS」での啓発情報の発信が重要だと考える割合が高い傾向にある。 ・人権・同和問題に関する市民意識調査(R6年度)「関心のある人権問題」については、「インターネット上のSNS等による人権問題」(14.6%)が最も高く、次いで「障がいのある人の人権問題」(14.1%)、「子どもの人権問題」(12.8%)、「女性の人権問題」(11.0%)となっている。 ・年間約19万人の利用がある市立図書館の入り口に設けている「展示コーナー」において、様々な人権に関する啓発週間や国際デー等に合わせ年間を通じてテーマを変えて、視覚的に工夫を凝らしたり日常生活に直結するような啓発展示や所蔵する図書資料等を集約展示し、市民の学習機会を提供している。また、「倉吉市読書バリアフリー計画」に基づき、障がいのある方や読書に困難さがある方でも読める図書資料や、読書用の補助器具を整備するなど、図書館の役割・機能を発揮しながら市民の学習機会と情報の提供、そして啓発につなげている。 【総括】 ・行政や地域で学習機会が継続して提供され、市民が人権に関する情報を得られる環境は維持されている。一方で、学習会への参加率は横ばいで推移し、特に若年層の参加が少ないことから、情報の届きにくさが課題としてある。	・部落解放研究倉吉市集会開催事業 ・倉吉市部落解放文化祭開催事業 ・同和(人権)教育町内学習会実施事業 ・人権のために学ぶ同和教育講座実施事業 ・人権啓発総合推進事業 ・図書館展示コーナーにおける啓発事業 ・「読書バリアフリー計画」に基づく読書環境整備事業 ・倉吉市人権絵本作成事業 ・くらし男女共同参画推進スタッフ会による啓発事業 ・外国にルーツを持つ人の人権啓発事業 ・バリアフリー及びユニバーサルデザイン啓発事業 ・拉致被害者の人権啓発事業 ・性的マイノリティの権利啓発事業 ・健康教育事業 ・社会を明るくする運動等の啓発事業 ・犯罪被害者問題等啓発事業	・人権学習に対する参加意欲につながるチラシやWebページの作成等により、積極的に市民に情報提供を行い、人権学習の機会について周知を図る。 ・市報(奇数月掲載「ハート・バリアフリー」欄)の活用により、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた広報の取組を継続する。 ・人権研修等に参加が少ない若年層を対象に、SNS上での啓発動画配信を行うことで、人権意識の向上や学びきっかけを提供する。 ・市民のニーズに沿ったテーマ設定や学習方法を企画し、参加しやすい学習会等を提供する。また、各自治公民館等と連携し、地域課題などをテーマとした学習会の開催を企画することで、身近な人権課題に向き合う学習の機会を作っていく。 ・図書館は、乳幼児から学生、社会人、高齢者まであらゆる年齢層、そして障がいのある、なしに関わらず利用される施設であり、各行政機関や人権関係団体等とも連携を図りながら、引き続き啓発活動や学習機会や情報の提供に努めていく。
		7（倉吉市部落解放文化祭）アンケートによる参加者の満足度	－	91%	92%	91%	開催中止(大雪)	70%			
		8 同和(人権)教育町内学習会を実施した地域の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%			
		9（人権のために学ぶ同和教育講座）アンケートによる参加者の満足度	95%	93%	88%	93%	89%	100%			
		10 各関係機関、団体からの講師依頼件数に対する対応率	100%	100%	100%	100%	100%	100%			
		11 市報による特設記事を掲載した回数	6	6	6	6	6	6			
		12 人権関連三法の市民の関心と理解を深めるよう市報、公式ウェブサイト等での啓発の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施			
		13 人権に関する啓発月間、啓発週間にあわせ関連する図書等を選んで展示するコーナーの設置回数	6	6	6	5	7	4以上			
		14 人権絵本の作成及び配布	実施	実施	実施	実施	実施	実施			
(2)行政・企業等における人権啓発の推進	行政職員は、人権意識と資質の向上に努め、人権に配慮した業務を遂行する。企業は、差別がなく、働きがいのある職場づくりにより、人権尊重を企業文化として定着させる。関係団体は、実践につながる啓発により、多様性と人権が尊重される職場づくりを進める。	15 市職員の同和教育町内学習会参加率	－	－	84%	80%	81%	95%	・同和(人権)教育町内学習会への市職員の参加率は、81%であった。人権意識を高めるため、各課等でテーマを決めて人権に関する研修を行っているものの、同和(人権)教育町内学習会への参加率は前年度比で横ばいで推移している。 ・R6年度鳥取県職場環境等実態調査(R7.3月)によると、ハラスメント対策や相談体制の整備に取り組む企業の割合が増えているが、人権・同和問題に関する市民意識調査(R6年度)の「人権侵害を受けた場面はどこか」の問いおいては、「職場」(46.4%)が最も高く、年齢階層別では、10歳代を除く年齢層で最も高くなっている。 ・差別のない働きやすい職場づくりに向け、三者(倉吉市人権教育研究会企業活動委員会・倉吉市人権啓発企業連絡会・中部地区高等学校同和教育研究会)の連携による合同研修会や新入社員研修に取り組んでいる。 【総括】 ・研修などの取組により企業や関係団体においても人権尊重の職場づくりに向けた基盤づくりは広がりがつつあるが、職場での人権侵害の割合は依然高い状況にある。行政・企業・関係団体がそれぞれの立場で、「権利の発生・侵害の定義・救済へのアクセス」(権利がいかに生まれ、侵害とみなされ、どう回復されるべきか)までの一貫した仕組みづくりが求められている。	・市職員同和教育町内学習会参加事業 ・企業等における人権啓発の推進事業	・市職員に対する町内学習会の開催日等の周知徹底を行うことで、市職員の参加を促し参加率を高める。 ・職場での差別ない働きやすい職場環境を作っていくため、関係団体と連携し企業等へ働きかけを行うとともに必要な研修を実施する。
		16 三者合同研修会及び新入社員研修の参加者の延べ人数	32	55	53	42	62	50			

○基本目標3 相談・支援体制の充実

基本方針	基本方針の意図・目的	KPI	実績値(R3)	実績値(R4)	実績値(R5)	実績値(R6)	実績値(R7)	目標値(R7)	現状水準とその背景	主要事業	今後の方向性
(1)相談・支援体制の充実	誰もが、人権に関する相談をしやすい環境がある	17 相談の解決率	50%	88%	90%	90%	90%	90%	・人権文化センターにおける相談はR7年度は301件で前年度比で40減少。相談内容は生活全般にわたるなど、必要な対応・支援は個性が高まっている。 (R5年度:327件、R6年度:341件、R7年度:301件) ・身近に起こる人権に関する問題を相談できる場として、年間を通して特設人権相談所を開設し、広く社会の実情に通じた人権擁護委員がその対応にあたった。 ・市民意識調査「差別や人権侵害を受けた時、誰かに相談した市民の割合」及び前年度比較は、後日記載します。(企画課においてR8年度市民意識調査結果を集計中のため。) R6年度実績(R7年度市民意識調査) 65.5% R7年度実績(R8年度市民意識調査) 53.9%	・人権相談対応事業 ・法務局特別人権相談所開設等案内事業 ・人権文化センター職員資質向上研修事業 ・発達支援体制整備、障がい児保育 ・就学前教育・保育と小学校、小学校と中学校との連携事業 ・子どもの貧困への対応事業 ・不登校・いじめ問題相談対応事業 ・要保護児童対策地域協議会運営事業 ・障がい者相談支援事業 ・女性相談窓口の充実事業 ・日本語学習会実施事業 ・中国残留邦人等支援給付事業 ・地域包括支援センター事業 ・介護保険・介護予防事業 ・国民健康保険・国民年金制度啓発事業 ・健康相談事業 ・パートナーシップ制度推進事業 ・再犯防止推進事業	・行政や関係機関が連携し、共同して相談窓口の周知を行い、相談しやすい環境を整えていく。 ・研修会等に積極的に参加し相談対応を行う職員の資質向上を図る。 ・人権文化センター職員による訪問型アプローチを行い相談窓口に行けない人の相談対応を行う。 ・様々な相談内容に対応する必要がある為、倉吉市社会福祉協議会を中心とした重層的支援体制を活用し、関係機関の連携を行う。また、必要に応じて専門機関等に繋ぎ問題解決に努める。
		18 特設人権相談所の開設を市報に掲載した回数	12	12	12	12	12	12以上	・保育所や学校においては、加配保育士やSSW(スクールソーシャルワーカー)、こころの教室相談員を設置している。障がい者地域生活支援センターや地域包括支援センター、女性相談員の設置など、あらゆる場面で相談ができる体制を整備している。 人権・同和問題に関する市民意識調査(R6年度)では、年齢が高くなるにつれ「誰にも相談しなかった」と回答した人の割合が高く、また、職業別では、「無職」や「主として家事に従事」する者の割合が高いことから、職場や各種機関とつながる機会が少ない者が相談しない傾向にある。 【総括】 ・行政機関や関係機関等、人権に関して相談できる環境は整備されていると言える。しかし、「差別や人権侵害を受けた時、誰かに相談した市民の割合」(53.9%)は前年度の(65.5%)と比較し、11.6ポイント減少していることから、相談しやすい環境整備には課題が残る。相談後の適切な支援や解決に向けた実効性を高める必要がある。		
(2)差別事象への対応	差別事象の発生時において、適切な対応を行う。	19 人権侵害等事象発生の際の対応率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	・差別事象の発生件数は、以前(H29年度7件、H30年度5件)に比べ減少したが、行政に報告のあった差別事象は、ここ5年間は毎年1～2件発生している。 ・R7年度は、人権文化センターに結婚・障がい者差別につながる問い合わせがあり、職員が「そのような問い合わせには答えられない」と回答したものの、人権侵害にあたることの指摘・指導が十分にできなかった。このため、庁内職員に倉吉市職員が職務中に差別事象に遭遇した場合の対応要領等の再周知を行っている。	・人権侵害、差別落書き事象等対応事業 ・人権啓発検討委員会運営事業	・必要に応じ人権侵害等の事象が発生した場合は、対応要領に基づく適切な対応を実施する。 ・インターネット上の誹謗中傷や差別的な情報発信による人権侵害に対応するため、県・鳥取地方法務局等の関係機関と連携して、ネットモニタリングを継続実施する。
		20 差別事象の対応率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	・R6年度に、インターネット上で同和地区の写真を公開し、部落差別を助長する可能性のある不適切な投稿を確認し、プロバイダに投稿の削除要請を行い削除された。その後、令和7年度に当該投稿のアカウントの復活に伴う同様の投稿を確認し、再度削除要請を行うとともに、国(鳥取地方法務局)にプロバイダへの削除要請に取り組んでいただくよう要請を行った。 【総括】 ・人権文化センターを中心に人権相談に対応した。 ・発生した差別事象には速やかに対応し、職員及び関係団体等で情報共有等を行った。引き続き、差別事象を起こさないためにも、人権啓発等の取組が必要である。		
(3)人権侵害救済制度の確立要求	人権侵害を受けた人の救済制度が確立されている。	21 他の地方公共団体と連携した関係省庁に対する要請活動の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・国(法務省)に対し「部落差別を助長するウェブサイト掲載記事の削除及び人権侵害救済を含む差別禁止法の整備の要請」を行っているが、実効性のある法整備とはなっていない。当該要請は他の地方公共団体と連携し「部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会の一員として行っている。 ・インターネット上の誹謗中傷や差別的な情報発信による人権侵害が社会問題となっている状況を踏まえ、県は鳥取県人権尊重の社会づくり条例を改正し、県民からの人権侵害に関する相談に基づき、投稿等の削除命令や命令に従わない場合の発信者等の氏名公表、過料に関する規定を設けた。令和8年1月25日の改正条例の施行に伴い、県中部総合事務所県民福祉局にインターネット上の人権侵害の相談窓口が整備された。 ・人権侵害が発生した場合の救済にあたっては、相談者を専門機関へつなぐ役割を担っていることから、法務局等と連携を密にしてきた。 【総括】 ・国に対する差別禁止法整備の要請を年2回継続して行った。R7年には情報プラットフォーム対処法が施行されるなど、一定の前進が見られた。しかし、差別的情報の拡散防止や被害者救済の実効性という観点では十分とは言えず、引き続き国への働きかけが必要である。	・差別禁止法等整備要請事業 ・人権相談対応事業	・関係団体が一丸となって法制度の充実に向けた国への要請活動を継続して行う。 ・県及び法務局等と連携し、人権侵害救済に努める。